

地方自治法施行規則

発令　　：昭和22年5月3日号外内務省令第29号

最終改正：令和6年9月26日総務省令第87号

改正内容：令和6年9月26日総務省令第87号[令和6年9月26日]

〔指定納付受託者による届出〕

第十二条の二の十五 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定により、普通地方公共団体の長が定める日までに、その旨を記載した届出書を当該普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

〔指定納付受託者に対する報告の徴収〕

第十二条の二の十七 普通地方公共団体の長は、指定納付受託者に対し、地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の報告を求めるときは、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとする。

- 2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

〔指定納付受託者の指定の取消し〕

第十二条の二の十八 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた者に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。